

第 7 6 2 回教育委員会会議録

平成 2 7 年 5 月 2 5 日、御殿場市教育委員会 5 月定例会を御殿場市役所西館 2 階会議室に招集する。

1. 出席した委員

1 番委員 小 見 山 司 朗	2 番委員 勝 又 英 和
3 番委員 勝 又 將 雄	4 番委員 福 島 東
5 番委員 岩 瀬 こずえ	

2. 番外に出席した者

教育部長	教育総務課長
学校教育課長	社会教育課長
学校給食課長	学校教育課課長補佐
文化スポーツ課長	文化スポーツ課課長補佐

教育委員会事務局職員 教育総務課主任
教育総務課主事

教育委員長	5 月の定例会について、今日は全員の出席をいただいておりますので委員会は成立致します。
教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 5 月定例会を開会致します。
開 会 午後 1 時 3 0 分	
教育委員長	本日の委員会は、事前にお手元に配布してある日程により、進行いたしますのでご了承願います。
教育委員長	はじめに会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	異議なしということで、5 月の定例会は 4 番の福島東委員と 5 番岩瀬こずえ委員にお願い致します。 次に会期であります、本日 1 日間と致します。 なお、定例会終了後、委員会協議会を開催致しますので、よろしく願います。 初めに当局から一言願います。

教育部長	今日は、ご苦労さまでございます。学校もいよいよ修学旅行や運動会などの行事が始まっております。教育委員の皆様にも、いろいろと出席してもらう機会が多くて恐縮ですが、宜しくお願いします。本日は議案の数がだいぶ多くて、また、文化スポーツ課も来ておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。
教育委員長	それでは議事に入ります。初めに御教議第２４号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を議題と致します。説明をお願いします。
文化スポーツ課長	それでは説明致します。 (議案朗読) 内容について説明させていただきます。当市では、スポーツ基本法第３１条の規定に基づき、御殿場市スポーツ推進審議会条例を定めております。当審議会の主な内容として、年２回程度、審議会を開催し、条例第２条の職務にありますスポーツ施設等の整備に関することやスポーツ推進に関すること等をご審議いただきます。 第５条の規定により、委員の任期が２年となっており、今年度は委員の切り替えの年度となります。審議会委員の定数が２０人以内で組織します。本日、条例第４条に基づき、御殿場市教育委員会のご意見を聴取させていただいたのち、６月下旬に予定をしております第１回御殿場市スポーツ推進審議会にて委員を委嘱します。お手元の資料の議案書第４ページに平成２７年度から２８年度の審議会議員名簿がございますので、ご覧いただきたいと思います。委員の選出につきましては、選出簿に記載のある各種団体競技に依頼をし、推薦をしていただきました。 以上でございます。どうぞ宜しくご審議をお願い致します。
教育委員長	ただいま御教議第２４号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」について内容説明がなされましたが、この案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑が無いようですので、本案を原案どおり承認することについてご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第２４号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」は原案どおり承認することになりましたので、宜しくお願い致します。
教育委員長	次に、御教議第２５号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題とします。説明をお願い致します。

教育総務課長	御教議第２５号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」議案書の５ページをお願いします。 （議案朗読） 御殿場市立学校設置審議会は、御殿場市立学校設置審議会条例に基づき市立学校の新設及び通学区域等の適正を図るため設置しているものです。 現在の委員の任期は、平成２６年４月１日から平成２８年３月３１日までですが、昨年委嘱した委員のうち、選出団体の構成員でなくなった２名について、補欠の委員を新たに委嘱するものです。 議案書の６ページをお願いします。 氏名の欄に下線を引いた方が今回委嘱する方です。４番の方、５番の方、共にＰＴＡ連合会からの推薦によるものです。 なお、任期につきましては、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとなります。 以上、説明とさせていただきます。宜しくご審議をお願い致します。
教育委員長	ただ今御教議第２５号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	４番、５番の方に関して、新任の場合、審議会を理解していくのに難しい場面があると思います。２年目になると理解も深まって、協議しやすい部分も考えられます。とはいえ、１年ごとに代わっていくとなると、新任の方は名前だけで、なかなか審議に加わることが難しいのではないのでしょうか。その１年交代という点については、どのようにお考えですか。
教育総務課長	確かに審議会に関しては、１年任期という点で、そのような不安もあると思います。ただし、ＰＴＡに属している立場から参加すると考えれば、ＰＴＡでの経験が１年というわけではないので、その部分にはついては、大丈夫かと考えております。 同様に、６番の方につきましては、区長職を複数年担っているもので、今回は代わっておりません。地元の有力者という形で出ているので、そういった心配はないというように考えております。以上です。
教育委員	はい、分かりました。
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。
	（異議なし）
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第２５号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」は原案どおり承認することになります。

	したので、宜しくお願い致します。
教育委員長	次に、御教議第２６号「(仮称)御殿場市子ども条例策定庁内検討委員会設置規定の制定について」、並びに、御教議第２７号「(仮称)御殿場市子ども条例懇話会要綱の制定について」、これにつきましては、一括議題といたします。説明をお願い致します。
教育総務課長	御教議第２６号及び御教議第２７号につきましては、提案の趣旨が共通ですので、初めに趣旨を説明させていただきます。 近年、少子化問題やいじめ、虐待など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図るためには、それらに対応した基本理念や大人の責務、基本的な施策等を明らかにしていく必要があると考えます。 そこで、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政などそれぞれの役割を明らかにし、社会全体で子育て支援に取り組むための指針となる「御殿場市子ども条例」を平成２７年度中に条例制定しようとするものです。 それでは、御教議第２６号について説明致します。議案書の７ページをお願いします。 (議案書朗読) 条例の制定にあたっては、懇話会やパブコメを通して広く市民の意見を聴く必要があると考えています。そこで、原案作成を担う庁内検討委員会を組織するための設置規程を定めるものです。 御教議第２６号議案資料をご覧ください。第１条では設置の趣旨、第２条では所掌事項、第３条では組織が規定されています。また、附則としまして施行日は公布の日からとします。 次に、御教議第２７号について説明いたします。議案書の８ページをお願いします。 (議案書朗読) 御教議第２６号で説明しましたとおり、条例を制定するにあたり広く市民の意見を聴取するための懇話会を組織するため、要綱を定めるものです。 御教議第２７号議案資料をご覧ください。第１条では趣旨、第２条では懇話事項、第３条では参加対象者が規定されています。また、附則としまして施行日は公布の日からとします。 以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。
教育委員長	ただ今御教議第２７号について説明がなされましたが、これについて質疑を求めます。
教育委員	平成２７年度中に施行するというお話について、今年度中に施行するための庁内検討委員会というものがあると思うのですが、こ

	ここで最終的に擦り合わせていく形かと思います。 そうすると、このパブコメを取るというのは、懇話会だけでしょうか。また、懇話会で出た意見書等が、今年度中の施行で検討委員会、庁内定例会の方で反映するという時間的な余裕があるのでしょうか。 日程的な面ですが、ご回答をお願い致します。
教育総務課長	条例制定までのスケジュールが1年では少し苦しいのではないかとこのご質問だと思いますが、お答えいたします。 確かに日程的にはかなりタイトになりますが、8月中を目途に庁内委員会で原案をまとめまして、その後の数度の懇話会を開催する中で、パブコメ等の意見も参考にしながら、年内に条例案を作成し、3月の審議会議案書にて、平成28年4月からの施行を考えております。 学校につきましては、11月上旬ごろに通常の15日間という日程で、学校の方に意見聴取をさせていただきまして、12月に庁内検討委員会ならびに策定懇話会の中でご報告し、ご意見をいただいて条例案を作成するという形で、年度内には実現していきたいと考えております。以上です。
教育委員長	そうすると、26号が8月中で、27号が11月上旬という説明でよろしいですね。
教育部長	補足をさせていただきますと、最初に庁内教育委員会が先で、ここで原案を作ることです。それから懇話会などで外の人もあるわけですので、当然予算的な措置も必要になっていきます。 そこで、9月補正で予算措置をして、それに間に合うように9月から10月に懇話会を開くということです。それから御殿場市のパブコメの要綱は、規則で決まっている通り、このような子ども条例は学校だけではなく、地域の人など色々な所で影響を及ぼす責任を分担するという条例を作るわけですので、パブコメの対象事業になります。 従いまして、一般市民向けのパブコメを合わせて、暮れあたりから実施をする形です。その実施を待って、庁内の庁議を経て最終的には3月議会に条例を通すという段取りになります。委員のおっしゃる通り、非常に厳しいのですが、市長も熱が入っている事業で、平成27年度中にとにかく作り上げなければならないという事業になっておりますので、そうせざるを得ない部分はあります。以上でございます。
教育委員	現実的には懇話会は10月以降の開催ということですね。
教育部長	そうですね。できれば9月の終わりぐらいから10月です。

教育委員	3回は厳しいですね。
教育総務課長	一応、3回を予定しています。どうしてもパブコメの意見を、懇話会の中で聞いていただきたいものですから、懇話会は3回、庁内検討委員会については4回を今のところ予定しております。
教育委員	はい。分かりました。
教育委員長	27号の選任について、これは教育委員会が依頼するということによろしいですか。いつ頃、行われるのですか。
教育総務課長	懇話会の関係でよろしいですね。先ほど部長から補足説明をしていただきましたけれども、懇話会を開くにあたりましては、予算措置の関係で、9月補正をしなければなりません。そこで、9月補正の議決を待って、委員にお願いをしていく予定でございます。 従いまして、9月の上旬から中旬ぐらいになると思います。実際に動き出す時期は、すぐにでも動いていきたいと思っております。
教育委員	ただ、教育委員会が依頼するとなると、ここの人選は教育委員会で承認をするということですね。9月の教育委員会で確認をするとなれば、9月中は難しいように思います。
教育部長	今日、懇話会に要綱に署名していただきまして、これらの分野からの人選の了解を得たのち、個別の誰を選ぶかということです。それが出来ましたら、今日の審議会のメンバーと同様に、また承認をいただくことになると思います。 予算については、9月に開催し、支払いは10月になるとすると、9月議会の前に動いても支払自体はまだ間に合いますので、前倒して実際は動く形になると思います。 もちろん補正の議決を前提に動くということになると思います。
教育委員長	それは公募も考えられるのでしょうか。
教育総務課長	公募はなかなか難しい面がございます。従いまして、広く全体を見渡せる方ということで、このような形で構成員については決めさせていただきました。 その分、パブコメを開くことによって、広く市民の意見を取り入れることができるのではないかと思います。
教育部長	民間企業の代表と区長が入ることで、御殿場市の企業と市民の代表のそれぞれが入ると考えております。子ども条例を作るのには、これでかなり広い範囲で意見を聞けるのではないかと思います。 その後、パブコメを行いますので、そこで一般市民から何かあれば聞けるということで、あえて公募で選ぶということの規定はしていません。
教育委員長	しっかりとやってもらいたいと思います。他はございますか。

教育委員	パブコメで一応意見を求めているようですが、その意見は条例に反映されているものなのか、どのようにお考えでしょうか。
教育部長	一般にパブコメは、条例の原案はこちらで議会に出すようにします。その中で、パブコメの意見は庁内決定を得る前にパブコメの意見の反映をします。 そこで修正をする必要があれば修正をするということです。意見の反映については、庁内決定の直前に反映されるという形になります。
教育委員	意見を聴くというのは行政の建前として、当然聞かなければならないものだと思います。ただ、その意見は往々にして聞くだけ聞いてそのままというのがあるもので、その辺りはどのように反映させたかという報告はちゃんとしていただけるのでしょうか。
教育部長	もちろん教育委員会には結果を報告させていただきます。庁内では、出していただいたパブコメは庁議で決めていきます。その中で、例えば、採択をするものや参考意見として聞くものもあるということになります。またタイミングがあった場合には、教育委員会の方へ最終的な決定の前に報告させていただきたいと思います。
教育委員	分かりました。
教育委員長	それでは御教議第２６号、２７号について質疑が終結しましたので、本案は原案通り承認することで異議はございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようなので、御教議第２６号「(仮称)御殿場市子ども条例策定庁内検討委員会設置規定の制定について」、並びに、御教議第２７号「(仮称)御殿場市子ども条例懇話会要綱の制定について」は、原案通り承認することになりましたので、宜しく願いいたします。
教育委員長	次に御教議第２８号「御殿場市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」、並びに、御教議第２９号「御殿場市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、御教議第３０号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の規定について」、御教議第３１号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。 説明をよろしく願いいたします。
教育総務課長	御教議第２８号から御教議第３１号までにつきましては、提案の趣旨が共通ですので、初めに趣旨を説明させていただきます。 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公

共団体の長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うことを目的に平成２７年４月１日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正する法律（平成２６年法律第７６号）」が施行されたことに伴い、関連する教育委員会の各規則の一部を改正するものです。

それでは、御教議第２８号について説明いたします。議案書の９ページをお願いします。

（議案書朗読）

説明は新旧対照表で行いますので、御教議第２８号議案資料をご覧ください。第１条中「第１４条第２項」を「第１５条第２項」に、「定める規定」を「定める規程」にそれぞれ改めるものです。また、附則としまして施行日は公布の日からとします。

次に、御教議第２９号について説明いたします。議案書の１０ページをお願いします。

（議案書朗読）

説明は新旧対照表で行いますので、御教議第２９号議案資料をご覧ください。第１条中「第１５条」を「第１６条」に、第２条中「推せん」を「推薦」に、第３条第３項中「とき」を「時」に、第１２条第１項中「つきた」を「尽きた」に、第１３条第１項中「さきだって」を「先立って」に、同条第３項中「すべて」を「全て」にそれぞれ改めるものです。また、附則としまして施行日は公布の日からとします。

次に、御教議第３０号について説明いたします。議案書の１１ページをお願いします。

（議案書朗読）

説明は新旧対照表で行いますので、御教議第３０号議案資料をご覧ください。第１条中「第１８条第２項」を「第１７条第２項」に改め、第３条教育総務課の項第３号中「規定等」の次に「の」を加えるとともに、第５条第１項中「事務局等」を「事務局」に改めるものです。また、附則としまして施行日は公布の日からとします。

次に、御教議第３１号について説明いたします。

議案書の１２ページをお願いします。

（議案書朗読）

説明は新旧対照表で行いますので、御教議第３１号議案資料をご覧ください。第１条中「第２６条第１項」を「第２５条第１項」に、第２条中「第２６条第２項」を「第２５条第２項」にそれぞれ改めるものです。また、附則としまして施行日は公布の日からとします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

教育委員長	ただ今御教議第 28 号、29 号、30 号、31 号について、内容説明がなされました。これらの案について質疑を求めます。
教育委員長	第 29 号の一部の訂正ですが、これは制定するときに気がつかなかったのでしょうか。
教育総務課長	その辺の詳細は定かではありませんが、現在の例規則の表現に照らし合わせますと、適正でないということで、このタイミングですべて修正させていただくものでございます。
教育委員長	分かりました。質疑は他にございますか。
教育委員長	他に質疑も無いようですので、御教議第 28 号「御殿場市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」、並びに、御教議第 29 号「御殿場市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、御教議第 30 号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の規定について」、御教議第 31 号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案通り承認することにご異議はございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、本案を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第 32 号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題と致します。説明をお願い致します。
学校教育課長	ただ今議題となりました、御教議第 32 号について、内容をご説明申し上げます。お手数ですが、平成 27 年 5 月定例会議案書の 13 ページをお開きください。 最初に、議案の朗読を致します。 (議案朗読) それでは議案書の 14 ページをお開き願います。 この就園支援委員会は、特別な支援を必要とする幼児が入園、又は在園する御殿場市立幼稚園の円滑な集団保育を推進するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置するものです。 委員は、条例の規定により 10 人以内とし、医師会、知識経験を有する者、幼稚園及び保育所関係者、学校関係者、家庭相談員及び市職員のうちから委嘱又は任命をし、任期は平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。 具体的には、委員会名簿に記載の皆様方に委員をお願いするものです。 以上で、内容の説明を終わりと致します。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育委員長	ただ今、内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第３２号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」は原案通り承認することに決定しました。
教育委員長	次に、御教議３３号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題と致します。説明をお願い致します。
学校教育課長	ただ今議題となりました、御教議第３３号について、内容をご説明申し上げます。お手数ですが、平成２７年５月定例会議案書の１５ページをお開きください。最初に、議案の朗読を致します。 (議案朗読) それでは議案書の１６ページをお開き願います。 この就学支援委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒の特別支援学校及び特別支援学級への就学支援の適正を期するため、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき設置するものです。委員は、条例の規定により１５人以内とし、医師会、知識経験を有する者、学校関係者、幼稚園及び保育所関係者、家庭相談員及び市職員のうちから委嘱又は任命をし、任期は平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの２年間となっております。具体的には、委員会名簿に記載の皆様方に委員をお願いするものです。 以上で、内容の説明を終わりといたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
教育委員長	ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	確認ですが、先ほどの３２号のところで、就園指導委員会名簿についてです。この中で、幼稚園代表の方の所属が御殿場市立竈幼稚園となっております。就学支援の方の所属は、玉穂幼稚園になっているのですが、たまたま同姓同名の方なののでしょうか。
学校教育課長	はじめに、就園指導委員会名簿の指導を、支援に直していただけたらと思います。勝又委員からご指摘があった幼稚園長ですが、玉穂幼稚園長と同じ方でした。
教育委員長	若干の訂正がありましたが、他に委員の名簿について質疑はございますか。

教育委員長	無いようなので、御教議第３３号については原案通り承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第３３号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」は原案どおり承認することに決定しました。
教育委員長	次に、御教議第３４号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について」を議題といたします。説明をお願いします。
学校教育課長	ただ今議題となりました、御教議第３４号につきまして、内容説明をいたします。お手元の平成２７年５月定例会議案書、１７ページをお開き願います。最初に議案の朗読をいたします。 (議案朗読) それでは、議案書の１８ページをお開き願います。 この委員については、２年任期で委嘱又は任命をしており、昨年度、平成２６・２７年度の２年任期で８人の方に委嘱又は任命をいたしました。しかし、委員の方のうち、お二人が今年度より補欠となることから、御殿場市立学校結核対策委員会設置条例第３条第３項ただし書きの規定により、補欠となる前任者の残任期間である、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの１年間、委員を任命するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
教育委員長	ただ今御教議第３４号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について」説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑が無いようなので、御教議第３４号については原案通り承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようなので、御教議第３４号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおり承認することに決定しました。
教育委員長	次に、御教議第３５号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を議題と致します。説明をお願いします。
学校教育課長	ただ今議題となりました、御教議第３５号につきまして、内容説明をいたします。お手元の平成２７年５月定例会議案書、１９ページをお開き願います。最初に議案の朗読をいたします。 (議案朗読)

	最初に、御殿場市いじめ問題対策連絡協議会について御説明いたしますので、議案書 21・22 ページの設置条例を御覧ください。 この協議会は、いじめ防止対策推進法及び昨年 10 月に策定した御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関し、関係機関及び諸団体との連携を図るための組織として、本年 1 月の定例教育委員会へ設置条例案として上程し、ご審議いただきました。その後、御殿場市議会 3 月定例会へ上程し、議決を経て、本年 4 月 1 日から施行したもので、いじめの実態調査やいじめの防止等の推進に関する提言を行っていただくことを目的とした組織です。この組織については、設置条例の第 3 条で定めておりますように、委員は 30 人以内で組織し、知識と経験を有する者、学校関係者、関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱又は任命することとなります。また、委員の任期は、設置条例の第 4 条で定めておりますように 2 年となり、具体的には、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間をお願いいたします。 次に、戻って議案書 20 ページを御覧ください。今回、委嘱又は任命する委員は、こちらの名簿に記載しております方々で、設置条例に定める選出区分により 25 人の方をお願いいたします。 具体的には、知識と経験を有する者は番号 1 番と 2 番の方 2 人、学校関係者は番号 3 番から 20 番までの方 18 人、関係行政機関の職員は番号 21 番から 25 番までの方 5 人の構成になっております。個々のお名前については、委員名簿でご確認をお願いいたします。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
教育委員長	ただ今御教議第 35 号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	年間何回ぐらい行われるのですか。
学校教育課長	年間 3 回の開催を予定しております。第 1 回目を 6 月に開く予定です。
教育委員長	分かりました。何か質疑はございますか。
教育委員長	他に質疑が無いようなので、御教議第 35 号については原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
教育委員長	ご異議が無いようなので、御教議第 35 号の内容については、原案どおり承認することにいたします。

教育委員長	次に、御教議第３６号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱又は任命について」を議題と致します。説明をお願いします。
学校教育課長	ただいま議題となりました、御教議第３６号につきまして、内容説明をいたします。お手元の平成２７年５月定例会議案書、２３ページをお開き願います。最初に議案の朗読を致します。 （議案朗読） 最初に、御殿場市いじめの防止等対策推進委員会についてご説明いたしますので、議案書２５・２６ページの設置条例をご覧ください。 この委員会は、先ほどの御殿場市いじめ問題対策連絡協議会と同様に、いじめ防止対策推進法及び昨年１０月に策定した御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、公立の小中学校における、いじめの防止対策を実効的に進めるための組織として、本年１月の定例教育委員会へ設置条例案として上程し、ご審議いただきました。 その後、御殿場市議会３月定例会へ上程し、議決を経て、本年４月１日から施行したもので、「御殿場市いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止等のための施策や教育委員会が必要と認める事項を調査し、審議する」、「いじめ防止対策推進法の第２８条第１項に規定する重大事態の調査を行う」、「学校でいじめが認められる場合や重大事態に該当しないいじめであっても、その実態を調査し、適切に対処する」という事項を所掌いただき、いじめの実態調査やいじめの防止等の推進に関する提言を行っていただくことを目的とした組織です。 この組織については、設置条例の第３条で定めておりますように、委員は５人で組織し、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命することとなります。 また、委員の任期は、設置条例の第４条で定めておりますように２年となり、具体的には、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの２年間をお願いいたします。 次に、戻って議案書２４ページを御覧ください。今回、委嘱又は任命する委員は、こちらの名簿に記載しております方々で、設置条例に定める選出区分によりお願いいたします。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
教育委員長	ただ今御教議第３６号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱又は任命について」詳しく説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育委員	この５人の方について、１番から３番までの方が御殿場市の方ですが、４番と５番のような区分の方は、御殿場市にはいないのでしょうか。
学校教育課 課長補佐	ただ今のご質問について、４番の方につきましては選出が社会福祉士ということで、県のスクールソーシャルワーカーとしてご活躍されている方です。社会福祉士という国家資格を有している方を探すことは、市町単独ではなかなか難しいということがあり、県教委がその点を配慮してございまして、県に登録している方、あるいは職能団体を通じて、紹介して下さるという情報がございました。これを活用して、４番の方につきましては、県の静東教育事務所に登録しておりますスクールソーシャルワーカーの方を推薦いただき、今回委嘱したいと考えております。 ５番の方につきましては、教育分野での有資格者ということで、教育学部の教員の方をお願いいたしました。県内には静岡大学と常葉大学がありますが、教育心理学が専門で、県内の市町でいじめ防止対策の関係の事実や会議等にも携わっており、その分野に精通されているということを伺いましたので、お願いをしたいと考えております。以上です。
教育委員	はい、分かりました。ありがとうございました。
教育委員長	他に質疑等ございますか。
教育委員長	それでは質疑も無いようですので、御教議第３６号については原案通り承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようなので、御教議第３６号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおり承認することに致します。
教育委員長	次に、御教議第３７号「平成２７年度就学援助について」、この議案については秘密会といたしますので、関係者以外はお退席をお願いします。説明をお願いします。
(秘密会)	
学校教育課長	ただいま議題となりました、御教議第３７号につきまして、内容説明をいたします。お手元の平成２７年５月定例会議案書、２８ページをお開き願います。最初に議案の朗読を致します。 (議案朗読) 今回、認定のご審議をお願いしますのは、平成２７年度就学援助の申し出がありました３５人で、いずれも新規の申し出であります。具体的な内容につきましては、後ほど担当者から説明致しますが、認定理由は、準要保護で児童扶養手当を受給している世

	帯の者 21 人、保護者の職業が不安定な世帯の者 12 人、保護者の生活状態が悪い世帯の者 2 人となっております。 提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
学校教育課 課長補佐	それでは内容を説明する前に、訂正を 3 点ほどお願いしたいと思います。 (資料訂正) それでは内容について、ご説明申し上げます。説明につきましては、認定基準の 1.8 倍を超えるものなど、特に説明を要する方を中心にご説明致します。 (内容説明) 以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願い致します。
教育委員長	ただ今御教議第 37 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
	(質疑)
教育委員長	他に質疑も無いようですので、御教議第 37 号について承認することにご異議はございませんか。
	(異議なし)
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第 37 号については一部修正して承認ということで、お願いしたいと思います。
教育委員長	それでは、秘密会を解き会議を続行します。 他に何かございますか。
教育委員長	他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会 5 月定例会を閉会といたします。
会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 4 番委員 _____ 5 番委員 _____